

「個人」が寄付金を支出した場合の所得税の取り扱い

「個人」が寄付金を支出した場合（所得税）

(1) 所得税の『寄付金控除』の対象になる団体

・国や地方公共団体 ・公益社団法人、公益財団法人 ・独立行政法人 ・地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの ・日本司法支援センター、自動車安全運転センター、日本私立学校振興、共済事業団及び日本赤十字社 ・学校法人 ・国立大学法人及び公立大学法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人 ・認定特定公益信託 ・認定特定非営利法人(認定NPO法人)に対する寄付金のうち一定のもの ・政治活動に関する寄附金のうち一定のもの

※学校の入学に関連するものや、寄付をした本人に特別な利益が及ぶと判断されるもの、政治資金規正法に抵触するものについては、特定寄付金にはなりません。

(2) 寄付金控除の計算式(所得控除を選択する場合と、税額控除を選択する場合)

①所得税の所得控除を選択する場合(※ふるさと納税は所得控除のみ)

その年中に支出した寄付金の合計額※1－2000円＝寄付金控除額

※1.寄付金の上限金額……所得金額の40%。

②税額控除を選択する場合

その年中に支出した寄付金の合計額※1－2000円の40%が控除額※2となり、直接、税額から控除。

政党など寄付金特別控除の場合、その年中に支出した政党などに対する寄付金の合計額※1－2000円の30%が控除額※2となります。

※1.寄付金の上限金額……所得金額の40%。 ※2.控除額の上限金額……所得税額の25%

・所得控除と税額控除については、有利な方を選択。所得税率の高い人の場合は、所得控除を選択したほうが還付の金額が大きくなる場合があります。

(3) 控除を受けるための手続

- ・確定申告を行うことで税金が還付され、年末調整では寄付金控除が受けられません。
- ・確定申告書を提出し、国や地方公共団体など、寄付した団体からもらった領収書を、提出の際に添付します。領収書の他にも、寄付を行った法人や信託が適正な団体であることを証する書類の写しや認定書の写しについても、申告書に添付。政治活動関連の寄付金の場合は、選挙管理委員会などの確認印が押印された「寄付金(税額)控除のための書類」を申告の際、申告書に添付。
- ・確定申告書の提出までに「寄付金(税額)控除のための書類」が準備できない場合は、代わりに寄付金の受領証の写しを添付し、確定申告を行います。後日、この書類が交付された際に税務署に提出します。

【今月の経営格言】	子曰く、異端を攻むるは斯れ害のみ
	(正道を学んでもいないのに裏道や脇道を学んだのでは、かえって害にしかならない)
by 孔子	「論語」～為成篇2-16～
人と何か違ったことをしてやろうとか、本流、正統、スタンダードを外れて孤高の道を行きたいという考え方はあっていいはずですが。しかし、「正道」の何たるかを知らずに、異端である裏道や脇道、抜け道ばかりを探して歩いては道に迷うばかりです。そんなことは時間の無駄で、百害あって一利なしだと孔子は言っています。「害のみ」と言い切っているところに、孔子の信念が表れています。	
「心にひびく「論語」」より	